

令和5年第1回
湖北環境衛生組合議会臨時会会議録

開会

令和5年6月30日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和5年第1回湖北環境衛生組合議会
臨時会会議録

令和5年6月30日（金曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和5年6月30日（金曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議長の選挙
 - 日程第5 監査委員の選挙
 - 日程第6 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第7 議案第4号ないし議案第6号
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 議長の選挙
 - 日程第5 監査委員の選挙
 - 日程第6 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第7 議案第4号ないし議案第6号
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
-

出席議員 14名

1番	鈴木将史君	8番	鈴木更司君
2番	富田雅史君	9番	服部栄一君
3番	中根淳一君	10番	小倉博君
4番	新田茜君	11番	櫻井繁行君
5番	岡野孝男君	12番	長島幸男君
6番	高野要君	13番	村田春樹君
7番	鈴木行雄君	14番	鈴木俊一君

欠席議員 0名

法121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	会計管理者	鈴木隆之君
副管理者	島田幸三君	事務局長	小林浩之君
副管理者	宮嶋謙君	総務課長	塚田光典君
副管理者	田所和弘君		

職務のため出席した者

課長補佐 古渡 正好 君

主 幹 本 多 香奈絵 君

令和 5 年 6 月 30 日（金曜日）

午後 2 時 55 分開会

○副議長（櫻井繁行君） 皆さま、改めまして、こんにちは。ただいま、石岡市議会議員の任期満了により、議長が欠員となっているため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私櫻井が議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えをいたします。

本年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重することにいたします。

しかしながら、感染予防及び拡大防止のため、引き続き、消毒液による手指の消毒などの基本的な感染対策にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年第 1 回湖北環境衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

石岡市において、任期満了に伴う議会議員選挙が行われ、令和 5 年第 2 回石岡市議会臨時会で、次の方々が本組合議会議員に選出をされましたので、ご報告をいたします。

鈴木 将 史 君

岡 野 孝 男 君

富 田 雅 史 君

高 野 要 君

中 根 淳 一 君

鈴木 行 雄 君

新 田 茜 君

以上でございます。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、副議長において今臨時会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者 谷 島 君

会計管理者 鈴木 君

副 管 理 者 島 田 君

事務局長 小林 君

副 管 理 者 宮 嶋 君

総務課長 塚 田 君

副 管 理 者 田 所 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○副議長（櫻井繁行君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出をされました方々の議席は、組合会議規則第3条第1項の規定により、副議長において指定をいたします。

1番 鈴木将史君	5番 岡野孝男君
2番 富田雅史君	6番 高野要君
3番 中根淳一君	7番 鈴木行雄君
4番 新田茜君	

以上であります。

日程第2 会期の決定

○副議長（櫻井繁行君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（櫻井繁行君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○副議長（櫻井繁行君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、組合会議規則第111条の規定により、

8番 鈴木更司君	9番 服部栄一君
----------	----------

の両名を指名をいたします。

日程第4 議長の選挙

○副議長（櫻井繁行君） 次に、日程第4、議長の選挙を行います。

本件は、議長が欠員となっているため、湖北環境衛生組合同規約第7条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（櫻井繁行君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りをいたします。指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（櫻井繁行君） ご異議なしと認め、副議長において指名することに決しました。

それでは、議長に、岡野孝男君を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま、副議長において指名をいたしました岡野孝男君を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（櫻井繁行君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま議長に当選されました岡野孝男君が議場におられますので、本席から、湖北環境衛生組合会議規則第30条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、岡野孝男君から、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 岡野孝男でございます。ただいま、副議長の方から指名を受けまして議長という大役を担わせていただくことになりました。湖北環境衛生組合の円滑な運営を図りまして、議長として頑張りたいと思っておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（櫻井繁行君） 岡野議長ありがとうございます。それでは、本席を議長と交代をさせていただきます。

ご協力大変ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

日程第5 監査委員の選挙

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、監査委員の選挙を行います。

本件は、監査委員2名が欠員となっているため、組合同規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決しまし

た。

さらに、お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、議長において指名することに決しました。

監査委員に、高野要君、村田春樹君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高野要君、村田春樹君を、監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま、監査委員に当選されました高野要君、村田春樹君が議場におられますので、本席から、組合会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

初めに、高野要君からごあいさつをお願いいたします。

○監査委員（高野要君） 高野要でございます。身に余る監査役というご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。これからしっかりと努めて参りますのでよろしくお願いたします。

○議長（岡野孝男君） 次に、村田春樹君からごあいさつをお願いいたします。

○監査委員（村田春樹君） ただいま議長から〇いただきました、小美玉市の村田春樹でございます。監査2回目となりますので、しっかりと監査を務めていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員2名が欠員となっているため、湖北環境衛生組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、新田茜君、鈴木行雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました新田茜君、鈴木行雄君を、議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

初めに、新田茜君からごあいさつをお願いいたします。

○議会運営委員（新田茜君） 石岡市の新田茜です。よろしくお願いたします。私、4年ぶりにこちらの組合に戻って参りました。組合の議員としても議会運営委員としても、しっかり取り組んで参りたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡野孝男君） 次に、鈴木行雄君からごあいさつをお願いいたします。

○議会運営委員（鈴木行雄君） ただいまご紹介いただきました鈴木行雄です。やはり新田君共々、この議会運営に対して真摯に頑張ってお参りますので、よろしくお願ひします。

日程第7 議案第4号ないし議案第6号

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第7、議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合情報公開条例の全部を改正する条例）、ないし議案第6号・工事請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合情報公開条例の全部を改正する条例）及び議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合個人情報保護法施行条例）。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、湖北環境衛生組合情報公開条例の全部を改正する条例を制定することについて及び湖北環境衛生組合個人情報保護法施行条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月22日付で専決処分したことについて、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めらるるものでございませう。

次に、議案第6号・工事請負契約の締結について。

本件は、令和5年度脱水汚泥外部搬出設備改造工事について工事請負契約を締結するため、湖北環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるるものでございませう。

以上が、提案いたしました議案の概要でございませう。

十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

日程第8 議案質疑・討論・採決

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第8、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野要です。私、議案第6号・令和5年度脱水汚泥外部搬出設備改造工事をお伺ひいたします。

この件に関しましてはですね、今やっとな焼却炉がなくなる。そして、臭気等々も煙突から

出てたということでありまして、地域の住民がですね、だいぶ関心を持っておられます。また、私1つだけね、疑問なんです、ここで脱水汚泥外部搬出についてということですが、今までもですね、汚泥の搬出は焼却炉を止めたり、そういったときにはですね、脱水汚泥を処理してたような気がするんですね。だから、そういった施設がこれからもですね、量が増えない限りは、私は使っていけるのではないかなというふうに思っていたんですが。まあ、良くすることはいいことだとは思いますが、今回ここに汚泥外部搬出設備と書いてあるんですが、これはあれですか。焼却炉の撤去等々も含まれているわけですか。ちょっとその辺のところもですね、まあ2億からのお金をかけてやっていくということでもありますので、その辺のところも入っているのかなというふうに、ちょっと考えましてね、今質問しているところなんです、見解をお伺いいたします。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・小林君。

○事務局長（小林浩之君） ただいまの高野議員からのご質問にお答えしたいと思います。

本工事の内容について、お答えいたします。

まず初めに、本工事の概要といたしまして、焼却設備の老朽化により、今後の修繕費がかさむ恐れがあること、並びに、近隣住民の方へ焼却に伴う臭気、臭いへの苦情が出ているということから、これ以上地元の住民の方々に迷惑をかけることはできないという判断の下で、汚泥焼却設備を廃止することとなりました。焼却を廃止しますと、今まで施設内で焼却処分していた汚泥及びし渣を場外で処分する必要があるため、それらを場外に搬出できるよう改造するものとなってございます。よって、今まで行ってきました修繕等機器の安全運転及び延命を目的とした工事ではなく、仕様の変更の工事となります。今回の改造工事につきましては、焼却乾燥堆肥化設備を停止させますが、水処理の部分につきましては、現在何か不具合等があるわけではございませんので、経費節減のために大規模な改修は行わず、できるだけ既存の設備を利用しまして、堆肥化設備の撤去及び焼却停止に伴い発生する脱水汚泥のホッパ、移送用のコンベア等、そして、トラックによる搬出のための設備のみを新設するという最低限の工事となってございます。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） 分かりました。ここでね、脱水汚泥外部搬出ということだけだったものですから、ちょっとその辺のどこ、どうなのかなと思ったんですがね。今お聞きして、大体分かりました。あそこの焼却施設を撤去して、あの中に今までの現状、動いている。しかしながら、それにもっと設備を加えて作業を行っていくということなんでしょうよね。まあそれが焼却場の延命と言いますか、そういったことにも繋がるのではないかなというふうに思いますんでね。お金も2億というお金でありましたから、まあ一般的に改修という言葉でね、出れば大したことないのかなと思ったんですが、改造という言葉であったものですから、ど

のぐらいのことをするのかなというふうにしてお聞きしたところです。地域の住民もですね、50年間、非常に臭いに苦しんできました。私もそういったことが、これからなくなりますよというようなことを皆さんにお伝えしてありますので、十分にですね、住友重機とお話をしながら、臭い等々がですね、全然ゼロっちゅうわけにはいかんでしょうけど、少しでも少なくなるような、地域住民にですね、迷惑をかけないような、良い施設として賞賛していただけるような工事にしていただければ、かように思います。答弁いりません。

ありがとうございます。

○議長（岡野孝男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、原案に反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。初めに、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合情報公開条例の全部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合個人情報保護法施行条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第6号・工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡野孝男君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（岡野孝男君） 以上で、今臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしましたので、これをもって、令和5年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 3 時 17 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 岡 野 孝 男

副 議 長 櫻 井 繁 行

署名議員 鈴 木 更 司

署名議員 服 部 栄 一